

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 11 月 4 日

更生保護法人 清心寮

理事長 清水 義恵

1 工事概要

(1) 工事名

更生保護法人清心寮 電気設備更新工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市浦和区岸町 7 丁目 12-19

(3) 工事内容

1・キュービクル交換 (2 階屋上)

2・UGS 設置

3・動力ケーブル交換

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和 3 年 2 月末までの 3 ヶ月

2 競争参加資格

入札説明書による

3 入札手続等

(1) 入札公示日 令和 2 年 11 月 4 日 (水)

(2) 入札説明書、工事概要書及び更生保護法人競争契約入札心得 (建設工事) の配布

令和 2 年 11 月 4 日 (水) から令和 2 年 11 月 13 日 (金) まで (休日を除く毎日、9 時から 17 時)。

下記(6)まで連絡した入札参加希望者へ更生保護法人清心寮事務所窓口にて配布する。(無償)

(3) 設計図書の配布

入札参加希望票を提出した者に対し、更生保護法人清心寮事務所窓口にて配布する。(無償)

令和 2 年 11 月 4 日 (水) から令和 2 年 11 月 13 日 (金) まで (休日を除く毎日、9 時から 17 時)。

(4) 質疑回答の期間、方法

令和 2 年 11 月 4 日 (水) から令和 2 年 11 月 20 日 (金) まで (休日を除く毎日、9 時から 17 時)。

下記(6)までメールにて受付とし (送信先に下記(7)を CC に加えること)、メールにて回答とする。

(5) 入札及び開札

場所：更生保護法人清心寮

日時：令和 2 年 11 月 24 日 (火) 13 時 30 分

(6) 発注者

更生保護法人清心寮（担当：西村・白石・遠藤）

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12-19

電話 048-837-1755 mail : seisin@sea.plala.or.jp URL : www.urawa-seishinryo.org

(7) 設計事務所

一級建築士事務所 スペースデザインプロダクト（担当：横山）

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤10-16-1-408

電話 048-831-0970 mail : ys-lab@wd6.so-net.ne.jp

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金・履行保障

免除する。ただし、前金払を受けた場合、契約保障として前金払額以上の契約保証となる担保を提供しなければならない。契約保障となる担保は保証事業会社の保証とする。

(4) 支払条件

部分払1回、完了払1回とする。

(5) 手続きにおける交渉の意図の有無

無

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(6)に同じ。

(8) 本入札は、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。詳細は入札説明書による。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

入札参加希望票

令和 2 年 月 日

更生保護法人 清心寮
理事長 清水 義恵 殿

入札参加を希望する 工事名	
社名 所在地 代表者	
担当者氏名 担当部署 電話番号 FAX 番号 E-mail	
建設業の許可番号 有効期限 種 類	
地方自治体における 競争参加資格の 等級区分	電気工事 ランク

※1 ①建設業の許可の写し、②競争参加資格決定通知書の写し
③会社の役員構成がわかる書類、④会社の経営状態がわかるもの
(直近の決算書等) を添付すること

入札説明書

更生保護法人清心寮 電気設備更新工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和2年11月4日

更生保護法人 清心寮
理事長 清水 義恵

1 公告日

令和2年11月4日

2 発注者及び連絡先

更生保護法人清心寮（担当：西村・白石・遠藤）
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12-19
電話 048-837-1755 mail : seisin@sea.plala.or.jp URL : www.urawa-seishinryo.org

3 工事概要

(1) 工事名

更生保護法人清心寮 電気設備更新工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12-19

(3) 工事内容

- 1・キュービクル交換（2階屋上）
- 2・UGS 設置
- 3・動力ケーブル交換

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和3年2月末までの3ヵ月

4 入札及び落札決定

(1) 入札方法等

- ア 本入札は、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。
- イ 本入札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者を落札候補者とする。
- ウ 入札の結果、予定価格に達した同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- エ 本入札では最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格により入札した者は失格とする。
- オ 入札執行回数は2回を限度とする。ただし、この限度内において落札者がいないときは最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせる場合がある。

カ 本入札は、発注者に対して紙の入札書を提出する入札方式とする。

キ 入札参加者は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札決定等

落札候補者は、入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて持参により提出すること。提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は落札者とする。

また、落札候補者が、入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札者から順次確認を行い落札者を決定する。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- (イ) 工事の施工実績（第2号様式）
- (ウ) 専任配置予定の技術者氏名等（第3号様式）
- (エ) 建設業の許可の写し
- (オ) 競争参加資格決定通知書の写し

イ 提出場所

更生保護法人清心寮（担当：西村・白石・遠藤）

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12-19

電話 048-837-1755

ウ 提出部数

1部

エ 提出期限

提出を求められた日から起算して3日以内（休祝日を除く。）

オ その他

- (ア) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して3日以内に通知する。
- (イ) 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (ウ) 提出書類は、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。
- (エ) 提出書類は、返却しない。

(3) 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明等

入札参加資格を満たしていないと認められた者には、その理由を付して書面により通知する。通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（休祝日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求められることができる。説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして

承認された場合を除き、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更するときは、資格及び同種又は類似工事の施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(5) 入札の無効等

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求を全て満たして入札した他の者のうち最低額入札者を落札者とすることがある。

5 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本件工事の業種区分において、次の基準を満たし埼玉県において公共施設の建設工事請負等競争入札参加資格を有すること。
 - ア 埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）（令和2年4月1日現在）において業種（電気）として等級がB級以上であること。
 - イ 埼玉県に本店、支店、営業所を有すること。
- (3) 一級電気工事施工管理技士の資格を有する主任技術者を本件工事に配置することができること。
- (4) 3の(3)の工事内容と同種又は類似の工事の施工実績を有すること。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。また、地方公共団体において指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請を受けた者でないこと。

資料 2

第 1 号様式

競争参加資格確認申請書

令和 2 年 月 日

更生保護法人清心寮
理事長 清水 義恵 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和 2 年 11 月 4 日付けで公告のありました更生保護法人清心寮 電気設備更新工事に係る競争参加資格について確認願いたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 4 (2) ア (イ) に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 4 (2) ア (ウ) に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 4 (2) ア (エ) に定める建設業の許可の写し
- 4 入札説明書 4 (2) ア (オ) に定める競争参加資格決定通知書の写し

問い合わせ先

部 署

担当者

電 話

F A X

自治体登録番号等 ()

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

資料 2

第 2 号様式

同種又は類似の工事の施工実績

会社名：

同種又は類似 工事の条件		用 途	
		構造・階段	
		延べ面積	
工 事 名 称 等	工事名称		
	発注者名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期		
	受注形態等	単体	JV (出資比率
工 事 概 要	用 途		
	構造・規模		
	延べ面積		
	工事種目		
	特殊構造条件		

(注 1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(注 2) 広告で明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

(注 3) 「同種又は類似工事の条件」欄には、入札説明書 5(4)に掲げる事項を記載する。

資料 2

第 3 号様式

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名 _____

- 1 配置予定者の氏名
- 2 最終学歴（学校名、学科、卒業年次）
- 3 法令による資格、免許取得年及び登録番号
- 4 同種又は類似工事の経験の概要（キュービクル設置工事及び UGS 設置工事）

工 事 説 明 書

令和 2 年 11 月 4 日

説 明 者		_____			
立 会 者		_____			
工 事 名 等	工 事 名	更生保護法人清心寮 電気設備更新工事			
	工 事 場 所	埼玉県さいたま市浦和区岸町 7 丁目 12-19			
	工 期	契約締結日の翌日から令和 3 年 2 月末までの 3 ヶ月			
事 項		記 事			
入札(見積) 執行に関する事項	1 入札書(見積書)の宛先	(職 名)	(氏 名)		
	2 入札執行回数	入札回数は原則として 2 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせることがある。			
	3 そ の 他	(1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。 (2) 落札決定(決定)に当たっては、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(決定価格)とするので、入札者(見積者)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 110 に相当する金額を入札書(見積書)に記載するものとする。			
契約条件に関する事項	1 支払条件	前金払	<input checked="" type="checkbox"/> 有(請負代金額の 3/10 以内)	部分払	<input checked="" type="checkbox"/> 有(1 回以内)
	2 契約保証	納付(提供) <input checked="" type="checkbox"/> 免除			
	2 契約保証等	<p>(1) 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、次の各号に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書 二 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 三 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 <p>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。</p> <p>(1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(かし担保特約を付したものに限り。)に係る証券及び保険証券・保証証券提出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。</p>			
火災保険その他の保険	3 火災保険	工 事 物 件 関 する 保 険	<p>(1) 加入の要否 <input checked="" type="checkbox"/>要・不要</p> <p>(2) 種類等</p> <p>ア 種 類 火災保険・建設工事保険・組立保険</p> <p>イ 範 囲 工事目的物(支給材料を含む)・工事仮設物・工事材料 ただし、基礎工事を含む(含まない)。</p> <p>ウ 危 険 担 保 風水災危険は担保 地震危険及び地震火災危険は不担保</p> <p>エ 保 険 契 約 の 締 結 時 期 契約締結の日から 14 日以内</p> <p>オ 保 険 期 間 始期 工事着工予定日 終期 工事目的物引渡予定日</p> <p>カ 金 額 請負代金額(支給材料がある場合には、その価格を加算した額)から基礎工事相当額を減じた額</p>		
	3 火災保険その他の保険	第 三 者 財 物 保 険 身 体 損 害 及 び 関	<p>(1) 加入の要否 要・不要</p> <p>(2) 種類等</p> <p>ア 種 類 賠償責任保険</p> <p>イ てん補限度額 身体 1 事故につき 円以上 身体障害 1 名につき 円以上 財物損害 1 事故につき 円以上</p> <p>ウ 保 険 期 間 始期 工事着工予定日 終期 工事完成日</p>		

契約条件に 関する事項	4	指定部分の有無	有 ・ 無	
	5	設計変更に伴う措置	(1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。 (2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。 (3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末に行う場合がある。 (4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は一式工事費の変更が予定されるものを含まない。	
	6	仮設物の残置	(1) 前回工事の場合 ア 支出負担行為担当官が必要と認めた場合は、仮設物を残置することができる。 イ 仮設物の撤去費及び次回発注までの工事休止期間がある場合の工事休止期間中における残置仮設物損料の価格は、発注者及び請負者が協議して定める。 (2) 次回工事の場合 請負者は、残置仮設物について前回工事請負者から引継ぎを受けない場合は、撤去費及び工事休止期間中の損料（ 円）を支払って、その撤去を求めることができる。	
	7	工事着手時期	電力会社への申請後決定 ※契約締結後電力会社への申請手続きは直ちに対応のこと。	
	8	契約関係提出書類の書式	原則として支出担当者が定める書式による。	
	9	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	(1) 支出担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めるときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。 (2) (1) の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で支出担当者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。なお、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。	
	10	不可抗力による損害	工事目的物の引渡し前に、天災等で支出担当者又は請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、支出担当者が調査を行い確認した損害について請負者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取片付けに要する費用の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額について支出担当者が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、0円として取扱う。	
	負担金等に関する事項		入札金額又は見積金額に含める工事に要する負担金等は次のとおりである。 無	
	その他必要と認める事項	関連工事の調整	分離発注による工事の場合には、各請負者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。	
		その他	「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。	
図面及び仕様書に関する事項				
現場の状況に関する事項				

[注] 契約保証等について

1 債務の不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書

- (1) 債務の不履行による損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）とする。
- (2) 保証書の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
- (3) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いとする。
- (4) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (5) 保証金額は、契約保証額の金額以上とする。
- (6) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (7) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
- (8) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
- (9) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から支払われた保証金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書

- (1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
- (3) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (4) 保証金額は、請負代金額の10分の1（又は3）の金額以上とする。
- (5) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (6) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保証金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書

- (1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- (2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込む。
- (3) 保険証券の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
- (4) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
- (5) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (6) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (7) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
- (8) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保険金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

更生保護法人競争契約入札心得（建設工事）

（目的）

第1条 法務省所管更生保護法人の工事又は業務の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（競争参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、令第70条及び第71条の規定に該当しない者であって、更生保護法人（清心寮）等が競争に付す都度別に定める資格を有する者とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面又は契約書案等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。（郵送による入札の場合は、公告、公示又は通知書に示した日付までに郵送投函しなければならない。）

3 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、令第71条第1項に該当する者を入札代理人とすることができない。

6 入札者は、いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の辞退）

第4条 入札の参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前には、入札辞退届（第2号様式）を更生保護法人に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着したものに限る。）して行う。

二 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由にして以後の指名等について不利益な取り扱いを受けない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意志について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(開札)

第7条 開札は、公告、公示又は通知書に示した場所及び日時に、入札者の面前において行う。この場合において、入札者で開札の場所に出席しない者があるときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 入札に参加する資格の有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭な入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をし、かつ競争参加資格のある者を落札者とする。

(ただし、法人の支払いの原因となる契約のうち、予定価格が1,000万円を超える工事の契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格の入札をした者を落札者とする。)

2 支出契約担当者が令第86条第1項の規定に基づく調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札が不調となった場合の措置)

第12条 入札を行っても入札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、再度公告、公示又は通知により改めて入札に付すか、又は最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積りさせることがある。

2 前項の随意契約による場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更しない。

(契約保証)

第13条 契約保証は免除する。ただし、前金払を受けた場合、契約保証として前金払額以上の契約保証となる担保を提供しなければならない。

2 落札者は、前項の規定により契約保証となる担保を提供するときは、次のとおりとしなければならない。

契約保証となる担保の提供

銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2号第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による保証を証する書面に保証書提出書を添えて、更生保護法人等に提出する。

3 落札者が契約を履行しないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては、更生保護法人等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出担当者等に提出しなければならない。ただし、更生保護法人等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札保証免除の場合に落札者が契約を結ばないときの措置)

第15条 入札保証の全部又は一部の納付を免除された場合（免除された理由が入札保証保険を締結したことによる場合を除く。）に落札者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申し立て)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現

資料5

場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(その他)

第 17 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に規定する書類等の依頼があった場合はすみやかに提出すること。